

学校教育等に関する移動の安全確保 のための対策について

2026年8月
文部科学省
国土交通省

学校教育等に関する移動の安全確保のための対策（令和8年6月）概要 ①

令和8年5月、部活動の遠征のためのバスによる移動中に死傷者が出る重大な事故が発生したことを受け、文部科学省と国土交通省は「学校教育等に関する移動の安全確保に向けた連絡会議」を設置し、自動車による移動時の安全確保について対策をとりまとめた。

1. 事故の概要

- 令和8年5月6日、学校法人北越高等学校の部活動の遠征のため、マイクロバスによる移動中に、生徒に死傷者が出る重大な事故が発生
- 事故に至る経緯等については現在も捜査中であるが、北越高校と蒲原鉄道との間で認識が異なっている状況。両者は、当該バスの手配について、事前に見積書や契約書を交わしていなかったと回答

2. 今後の対策

- 教育課程内の活動においては、移動が必要となる場合、原則、公共交通機関、貸切バス等又はスクールバスを利用することが基本。教育課程外その他の活動においても、特に長距離・長時間の移動が必要となる場合、地域の実情も踏まえつつ、利用可能な範囲で、公共交通機関等の利用も含めて移動手段を検討することが重要

（1）ガバナンスの徹底

- 学校の設置者は、学校教育等における移動の安全確保について設置する学校に対して適切に管理運営。学校及び交通事業者等は、安全確保のための措置について、契約内容等の書面での確認を含め、担当者任せにせず、組織として対応
- 学校の管理職は、学校における「安全管理の責任者」であり、学校外で行う部活動を含む学校管理下の校外活動のための児童生徒の引率計画や教職員の出張について、書面等による事前承認を含む安全管理を徹底
- 学校は、児童生徒の校外活動の計画について、書面等により、保護者に対して事前に連絡

（2）適切な事業者選定と契約の透明化・文書化

- 学校は、法令に基づく許可又は登録を受けた交通事業者等であることを確認するとともに、貸切バス事業者安全性評価認定制度を参考にすると、適切に交通事業者等を選定
- 貸切バス事業者、レンタカー事業者、旅行業者は、事前に学校に対して書類の交付が必要な場合、適切に交付
- 学校、交通事業者等ともに、自動車の利用前に、見積書、契約書等の書面により契約内容（契約主体、内容等）を明確化。契約に関する書面については整理して保存

学校教育等に関する移動の安全確保のための対策（令和8年6月）概要 ②

（3）レンタカーでの契約の在り方

- 学校は、レンタカーを利用する場合、レンタカー事業者以外の事業者等に依頼せず※1、自らが借受人となってレンタカー事業者と契約を行い、貸渡証を受領し、当日携行
- 学校は、レンタカー契約に際して、実際に運転する可能性がある全ての者を貸渡契約に運転者として明記するとともに、マイクロバスを借り受ける場合における運行区間、行先、利用者人数、使用目的等を網羅的かつ適切にレンタカー事業者に申請
- レンタカー事業者以外の事業者等は、学校に代わってレンタカーを手配しない※1

※1 法令上の登録を受けた旅行業者等を介してレンタカーを手配する場合を除く。

（4）自家用自動車・レンタカー利用の際における「安全管理チェックシート」の活用

- 学校の教職員は、部活動の遠征等のための生徒の引率に当たって、自家用自動車やレンタカーを使用する場合、「安全管理チェックシート」を参考に、①事前に引率計画や運転者の資格等及び自動車の安全性の確認、②当日出発前に引率の実施や運転者及び自動車の状況に関する確認を行う

その際、学校の管理職は、引率計画や移動計画等について、書面等による事前承認を徹底

（5）運転者の手配の在り方

- 学校は、自家用自動車やレンタカーの使用の際には、学校自らの責任で、運転者を直接手配すること又は関係法令で認められている事業者等※2に直接依頼し、適切に契約
- 事業者等は、関係法令で認められている場合を除き、運転者の手配の依頼があっても、手配しない
- 学校は、その責任において手配する運転者について、適切かつ有効な運転免許を保有していることや、事故歴・交通違反歴等の懸念事項がないことを事前に確認

※2 自家用自動車管理業者や許可を受けている労働者派遣事業者又は職業紹介事業者等

（6）教職員等の同乗について

- 学校は、児童生徒の発達段階も踏まえつつ、自動車に教職員等（部活動指導員、保護者等も含む。）が同乗することが望ましいことを踏まえ、必要な教職員等を適切に配置

（7）安全意識の啓発・研修等

- 学校の設置者は、学校の管理職や児童生徒の引率において運転者となることが想定される教職員を対象として、安全管理の責任者や運転者としての安全意識の啓発・研修等を実施することが望ましい
- 学校の管理職は、移動の安全確保に関する啓発・研修等への参加に努めるとともに、国土交通省の地方運輸局等においても、教育委員会や都道府県私学担当部局その他校長会・教頭会等が学校の管理職に対して研修を実施する際に、運輸安全マネジメントの啓発を行うなど、研修への協力に努める

*部活動の地域展開による地域クラブ活動についても、適宜読み替えて適用する。

安全管理チェックシート

学校教育等における移動手段の類型と留意事項

移動手段	学校等で使用が主に想定される場面	手配を行う者	運転者	留意事項	
				車両の手配・管理	運転者の手配・管理
貸切バス、タクシー等 A ※スクールバス(事業者所有車両)を含む	- 通学 - 教育課程内の活動(修学旅行等) - 教育課程外の活動(部活動) 地域クラブ活動	- 学校教職員 - 宿泊を伴う活動であれば旅行業者を通じた手配も想定(管理職の承認) 地域クラブ活動の場合、実施主体の運営スタッフ等	車両を有する事業者の運転者	- 法令に基づく許可を受けた事業者であることの確認 - 書面による契約内容の確認 - 乗車前のナンバープレートの色(いわゆる緑ナンバー)の確認 - 貸切バス事業者安全性評価認定制度を参考 <貸切バス> - 運送引受書の受領(契約内容の確認) <タクシー> - 契約内容の確認	
公共ライドシェア(自家用有償旅客運送) B	同上	学校教職員(管理職の承認)	自治体等の運送主体が確保した運転者	- 法令に基づく登録を受けた事業者であることの確認 - 書面による契約内容の確認	
スクールバス(学校、設置者所有) C		地域クラブ活動の場合、実施主体の運営スタッフ等がスクールバス所有者を介して手配 ※自治体が運営する地域クラブが当該自治体のスクールバスを活用する場合等	- 指定された教職員 - 学校または設置者が手配した運転者	- 道路運送車両法による以下の義務の履行 - 自動車の使用者は、日常点検整備や定期点検整備などを行う必要 - 定員11～29名以下のバスを2台以上、定員30名以上のバスを1台以上所有している場合は、整備管理者の選任が必要	- 道路交通法による以下の義務の履行 - 適切な運転免許の保有や過労運転等の禁止等 - 定員11名以上の自動車を所有しているなどの場合、安全運転管理者を選任し、運行計画の作成、点呼による運転者の疲労等の確認、アルコール検知等の実施
自家用車(教職員、同窓会、保護者会等が所有・管理する車両) D	教育課程外の活動(部活動)	学校教職員(管理職の承認)	- 教職員、保護者等の学校関係者 - 学校が手配した運転者	「安全管理チェックシート」参照 - 運転者は自らの責任で手配	
レンタカー E		地域クラブ活動の場合、実施主体の運営スタッフ等	地域クラブ活動の場合、実施主体の運営スタッフ、保護者、指導者等	- 法令に基づく許可を受けた事業者であることの確認 - 学校が自ら借受人となってレンタカー事業者と契約 - 運転の可能性のある者の事前連絡を含む、貸渡約款の遵守 - 貸渡証の受領(契約内容の確認・運転時の携行)	「安全管理チェックシート」参照 - 車両を貸し出す事業者に依頼して運転者を手配してもらうのは不可

※【A～E】は取りまとめ文書との対応関係



自家用車・レンタカー利用時 安全管理チェックシート

事前確認
用

※本チェックシートは、チェックした後に管理職に提出しましょう。

引率の計画

☐ 引率計画(下記項目を含む)について、書面等により、管理職の承認を得ましたか？

- ◆ 日程、行程
- ◆ 使用する自動車(定員数、管理者)
- ◆ 引率する生徒(人数、氏名)
- ◆ 生徒が乗車する車両への同乗者
- ◆ 引率者、運転者
- ◆ 緊急時の対応方針・体制・連絡先 等

※無理のない移動(運転距離、時間帯、運転者の負担等を勘案)を計画しましょう。

<参考> 貸切バス等乗務者の場合

- ・ 運転時間(1日9時間以内《2日平均》)
- ・ 連続運転時間(4時間以内《概ね2時間までに努める》)
- (運転中断は10分以上/回、合計30分以上) 等

☐ 校外活動等の計画(下記項目を含む)について、書面等により、保護者に連絡しましたか？

- ◆ 日程、行程
- ◆ 費用負担
- ◆ 引率者、運転者
- ◆ 緊急時の対応方針・体制・連絡先 等

☐ 運転者が当日体調不良などで運転できない場合の対応を決めていますか？


運転者

☐ 運転者は有効な運転免許を保有していますか？

☐ 運転者に、事故歴や交通違反歴などの懸念事項はありませんか？

<参考> 乗合バスやタクシー、公共ライドシェアの運転者の場合

- ・ <乗合バス・タクシー> 事故惹起運転者(死者又は負傷者を生じた事故を引き起こし、かつ当該事故前の3年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者)は、特別な指導及び適性診断を受診。
- ・ <公共ライドシェア> 2年以内に運転免許停止処分を受けた者は運転者として選任しない。
- (例えば、自動車安全運転センターが交付する無事故・無違反証明書又は運転記録証明書等により事故歴を把握可能。)

☐ (レンタカーの場合)実際に運転する可能性がある全ての者を貸渡契約に運転者として明記していますか？

※ 運転者の変更がある場合は予めレンタカー事業者の承諾を得るなど貸渡約款を遵守しましょう。

自動車(自家用車の場合)

☐ 使用する自動車は、定期点検で異常はありませんか？

※ 定期点検整備の実施は、法令上の義務です。

☐ 使用する自動車には、有効な車検証を備え付けていますか？

☐ 使用する自動車について、適切な保険に加入していますか？

※ 自動車損害賠償責任保険への加入は法律上の義務です。併せて、任意保険にも加入しましょう(運転者の保険適用範囲など補償内容も確認しましょう。事業用自動車・公共ライドシェアは任意保険への加入が法令上義務付けられています。)



自家用車・レンタカー利用時 安全管理チェックシート

当日確認
用

※本チェックシートは、チェックした後に管理職に提出しましょう。

引率の実施

☐ 警報等の発令など移動を中止すべき状況ではありませんか？

※ 天候や道路交通状況等により、移動の安全が確保されない恐れがある場合は、中止も含めて、適切に判断しましょう。

☐ 道路の混雑や工事、天候等を勘案して、無理のない移動計画となっていますか？

※ 当日の状況を踏まえて、必要があれば経路等を変更し、管理職に必要な報告を行いましょう。

☐ 緊急時の対応方針・体制・連絡先等について確認しましたか？

☐ 引率する生徒の体調等に異常はありませんか？

☐ シートベルトの着用について、生徒に対し、乗車時に指導を行いましたか？


運転者の状況

☐ 疾病、疲労、睡眠不足など、健康状態について安全な運転に支障はないですか？

☐ 酒気を帯びた状態にありませんか？

☐ 有効な運転免許証又はマイナ免許証を携帯していますか？

☐ (当日、急遽、運転者が変更となった場合)有効な運転免許の保有や事故歴・交通違反歴などの懸念事項の有無について確認の上、事前に管理職の承認を得た運転者ですか？


自動車の状況

自家用車の場合

☐ ブレーキ機能、タイヤ状態の確認(損傷の有無、適切な空気圧、路面状況に応じたタイヤ等)、ランプ類の点灯、エンジンオイルや冷却水の量などに異常はありませんか？

☐ 有効な車検証を備え付けていますか？

☐ 使用する自動車について、適切な保険に加入していることを確認しましたか？

※ 自動車損害賠償責任保険への加入は法律上の義務です。併せて、任意保険にも加入しましょう(運転者の保険適用範囲など補償内容も確認しましょう。)

レンタカーの場合

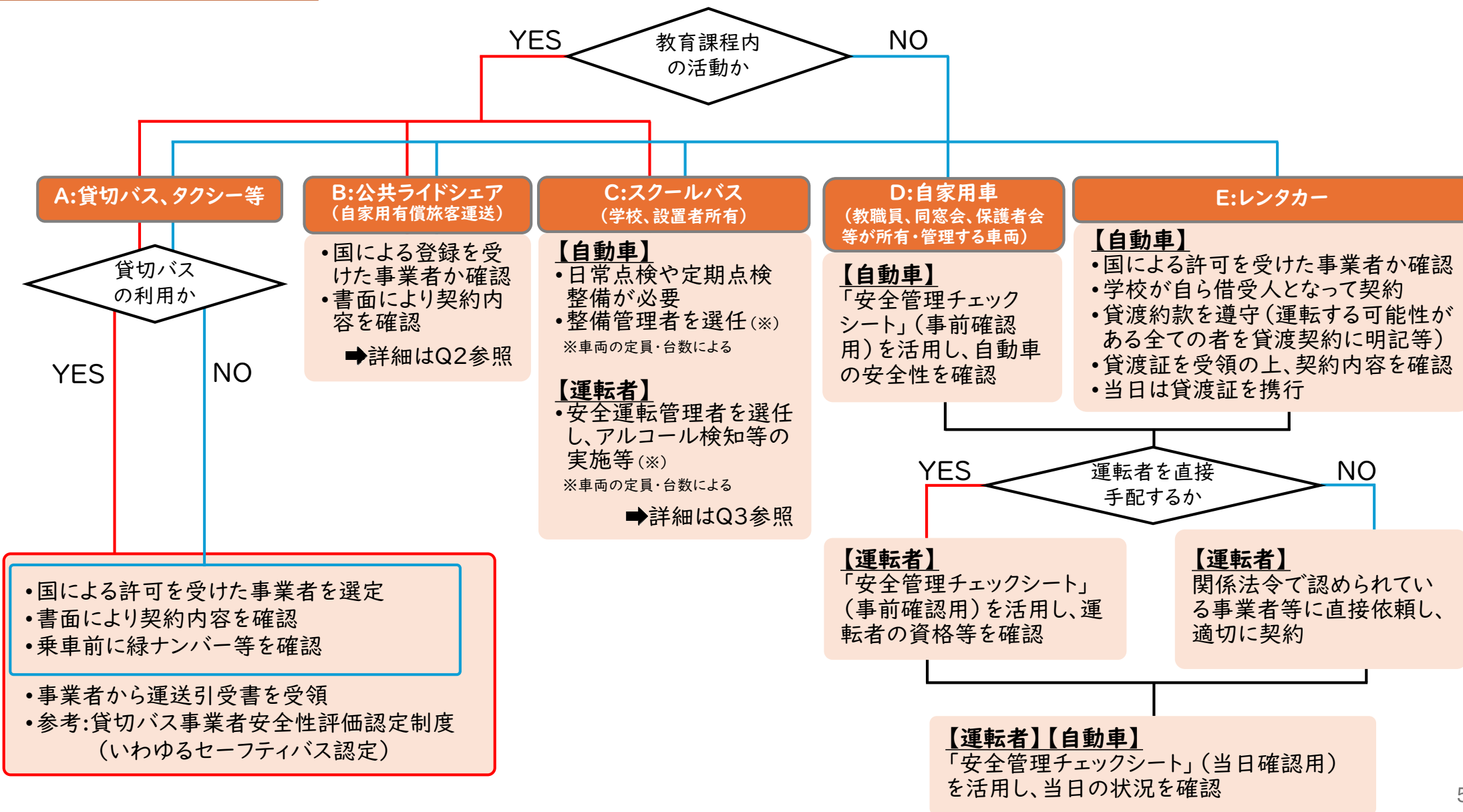
☐ 貸渡証を携行していますか？

学校教育等に関する移動の安全確保のための対策 フローチャート(学校用)

- 適切な移動手段を検討の上、次頁以降に示すQ&Aも参照し、各移動手段に応じた留意点を踏まえて対応すること。
- 引率計画において書面等により管理職の承認を事前に得ること。

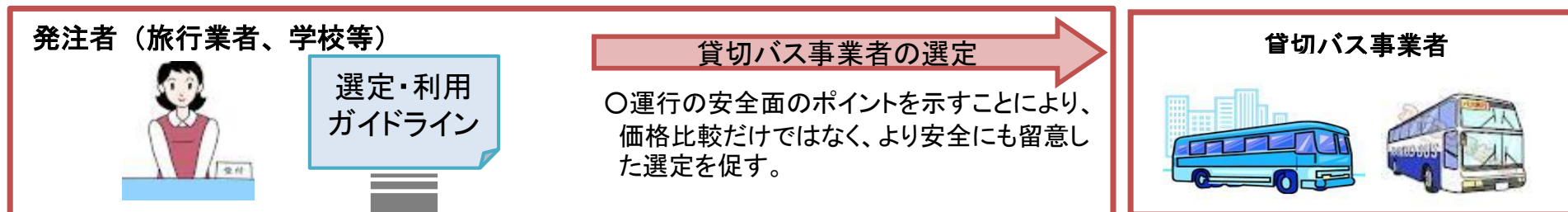
移動手段の検討の流れ

※このほか、公共交通機関の利用が可能な場合、その利用も検討すること



貸切バスの選定・利用ガイドラインについて

※平成24年6月29日策定（令和7年9月25日一部改正）



<選定・利用のポイント>（例）

①事業者の選定に関する留意点

- ・事業許可・営業区域の確認
- ・サービスの安全性を判断する上で参考となる情報（行政処分の状況、任意保険加入状況、貸切バス事業者安全性評価認定制度等）

②行程検討の際の留意点

- ・運転者の労働時間、運転時間、休憩等についての規則等を前提とした行程の作成

③運送契約に関する留意点

- ・申込時に提出する事項、契約の成立時期、契約の変更手続、運賃及び料金、キャンセル料の確認
- ・事故・故障等緊急時の連絡先・対応の確認

④貸切バス調達に係る入札等における留意点

- ・安全性を含めて総合的に評価する選定方法が勧められている

貸切バス事業者安全性評価認定制度

貸切バス事業者安全性評価認定制度の概要

貸切バス事業者の安全性や安全の確保に向けた取組状況を評価・公表することで、**貸切バスの利用者や旅行会社がより安全性の高い貸切バス事業者を選択しやすくする**ことを目的に日本バス協会が実施
(平成23年度から)

「セーフティバスマーク」



◆ 認定事業者数

	事業者数	車両数
認定事業者	1,790者 (★ 618 ★★ 355 ★★★ 775 ★★★★★ 42)	30,928両 (★ 8,609 ★★ 7,169 ★★★ 14,061 ★★★★★ 1,089)
全事業者に占める認定事業者の割合	53.5%	70.8%

※日本バス協会HPにおいて、認定事業者の一覧表を公開しています。
URL : <https://www.bus.or.jp/safety/>

令和8年7月31日現在

NASVAでの適性診断の概要

- NASVAでは、国土交通省が認定した適性診断を実施するため、**NASVA又は他の認定機関のオフィス**において、PC端末等を使用し、**運転特性を測定する適性診断システム（ナスバネット）**を開発。



ナスバネット



測定



適性診断票



助言・指導
(カウンセリング)

実績

受診者

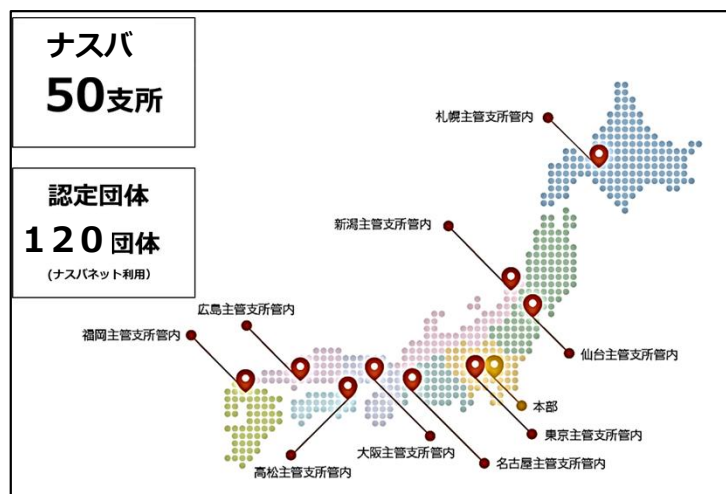
年間約 **50** 万人

(2025年度ナスバ調べ)

プロドライバー

約 **124** 万人

診断可能なオフィス



各種料金

種 別	所要時間	手数料 (令和元年10月改定)
初任診断	1時間40分	4,800円
適齢診断	1時間40分	4,800円
特定診断Ⅰ	2時間	9,300円
特定診断Ⅱ	5時間	29,900円
一般診断	1時間20分	2,400円
カウンセリング付定期診断	1時間40分	4,800円
特別診断	3時間	10,300円

※オフィスではパソコンやステアリングコントローラー等の周辺機器の購入費用が必要。

参考) ステアリングコントローラー 平均価格 32,000円

マイクロバス車両をレンタルする場合

運転手付きマイクロバスの手配は、国土交通大臣の許可を受けたバス会社を利用しましょう。

- 運転手付きの「白ナンバー」のマイクロバスは、いわゆる「白バス」と呼ばれる道路運送法に違反するサービスです。利用するのはやめましょう。
- 道路運送法の許可を受けたバス会社（貸切バス事業者）の正規のマイクロバスには「緑ナンバー」が付いています。
- 正規の貸切バス事業者には「運送引受書」の交付が義務づけられています。口答による契約は、法律に違反するサービスです。

レンタカーのマイクロバスには運転手は付いていません。

- レンタカー会社からは、車を借りることしかできません。
- レンタカーを借りた場合には、車を借り受けた利用者自身が運転しなければなりません（※）。
（※）車を借り受けた利用者自身が、自らの意思で他の人に運転を依頼することはできますが、この場合、実際に運転する人の氏名等をあらかじめレンタカー会社へ申告しておく必要があります。
- レンタカーと運転手が一体的に提供されるサービスも、いわゆる「白バス」と呼ばれる法律に違反するサービスです。利用するのはやめましょう。
- また、運転を依頼した人などに、レンタカーの手配をしてもらうことはできません。

違法な「白バス」を利用して事故に遭った場合、保険の適用がないことがあります。

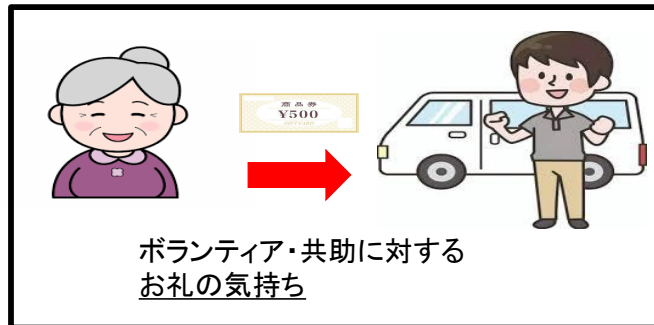
- 違法な「白バス」を利用して、万が一、事故に遭って負傷した場合、適切な損害賠償がなされず、治療費などの損害額を利用者自身が全額負担しなければならないケースもあります。

道路運送法の許可・登録を要しない運送について

許可・登録を要しない運送とは！！

○ 以下の行為は、無償運送に伴って行えます。有償運送とはならないので許可等は必要ありません。

謝礼の支払い



実費の請求・支払い（実費とは以下の項目を指します）

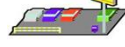
①ガソリン代等の燃料費



②有料道路使用料



③駐車場代



④移動サービス専用保険料



⑤運送を行うために発生した車両借料

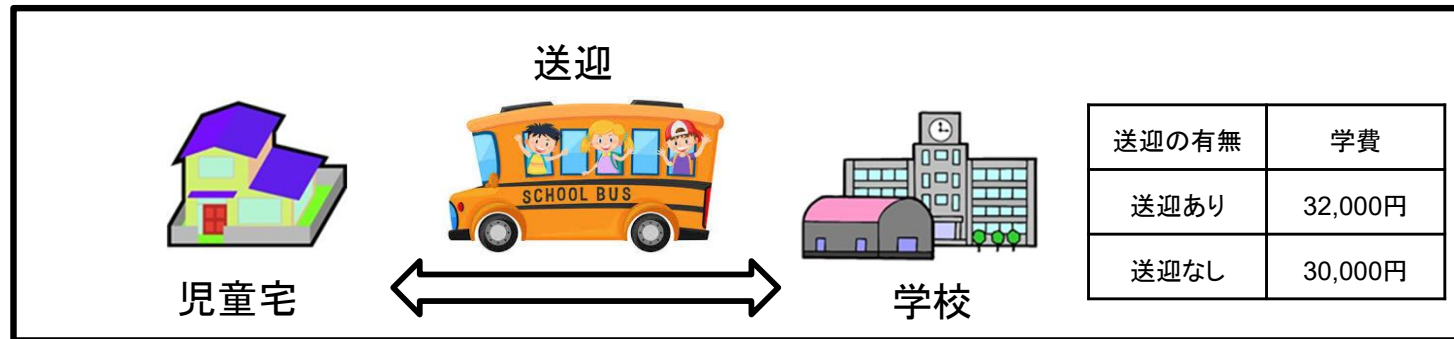


運送サービスの有無で学校の利用料に差を設ける場合の扱い！！

○ 学校の送迎に係る運送サービスについて、運送サービスの利用の有無によって利用料に差を設ける場合であっても、**当該差額が運送サービスに要する実費の範囲内であれば**、許可等は必要ありません。

この場合の実費について

上記記載のガソリン代等の実費が対象となるのはもちろん、当該車両が、**主として送迎を要する利用者のためだけに**購入・維持されていることに鑑み、実費の範囲に「車両償却費、車検料、保険料等」の車両の維持費を含めることも差し支えありません。



※ただし、幼稚園等において、利用者から運行に係る人件費相当を収受する場合は「通学通園に係る自家用自動車の有償運送の取扱いについて（平成9年6月17日付自旅第101号）」に基づき、**許可を要することとなります。**

運輸安全マネジメント制度の紹介

概要

- 平成17年にヒューマンエラーを起因とする運輸事業の事故等が多発したことを受け、平成18年10月に運輸安全マネジメント制度を開始。
- 経営トップから現場まで一丸となって事業者自らが安全管理体制を構築・改善し、その取組を国が評価する仕組み。

制度導入起因となる主な事故



福知山線列車事故
(死者107名、負傷者562名)

安全管理体制強化の契機となった事故



関越道高速ツアーバス事故
(死者7名、負傷者38名)



軽井沢スキーツアーバス事故
(死者15名、負傷者26名)

制度の内容

運輸事業者

◆各事業法に基づき、以下を義務づけ

- ①輸送の安全の確保
- ②輸送の安全性の向上
- ③安全管理規程の届出
- ④安全統括管理者の選任と届出
- ⑤輸送の安全に関わる情報の公表

評価

国土交通省の主な取組

◆運輸安全マネジメント評価の実施
国が事業者の安全管理体制（PDCA）を評価し、継続・改善を促進

運輸事業者期待される安全管理体制

社長（経営トップ）

- ①経営トップの責務 ②安全方針 ⑪内部監査
⑫マネジメントレビューと継続的改善

安全統括管理者（マネジメント層）

- ③安全重点施策 ④安全統括管理者の責務

運行管理者（現場責任者）

- ⑤要員の責任・権限 ⑨関係法令等の遵守の確保
⑩安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練等

ドライバー（現場担当者）

- ⑥情報伝達及び
コミュニケーションの確保

- ⑦事故、ヒヤリ・ハット情報
等の収集・活用

- ⑧重大な事故・自然災害
等への対応

- ⑬文書の作成及び管理
⑭記録の作成及び維持

運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン（14項目）

- 運輸事業者は「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」に従い、経営トップのリーダーシップの下、自主的な安全管理体制の構築・運営が求められる。
- ガイドラインには、安全管理体制の構築・運営のための観点として14項目が定められている。

1 経営トップの責務

経営トップは、輸送の安全確保のため、安全最優先の原則と関係法令等の遵守の徹底、安全方針・安全重点施策の策定、必要な要員や輸送施設の確保等について主体的に関与し、事業者組織全体の安全管理体制を構築・改善する。

2 安全方針

経営トップは、輸送の安全確保に関する事業者の全体的な意図及び方向性を明確に示す安全方針を策定する。

3 安全重点施策

事業者は、安全方針の実現に向けた具体的な目標及び取組計画に係る安全重点施策を策定する。

4 安全統括管理者の責務

経営トップは、安全統括管理者に、安全管理体制に係るPDCAサイクルを回すための責務と権限を与える。

安全統括管理者は、安全方針の周知を徹底するとともに、安全管理体制に係る事項を経営トップに適時、適切に報告又は意見具申する。

5 要員の責任・権限

事業者は、安全管理体制を適切に実施していくために必要な要員の関係者の責任・権限を定め、周知するとともに、運営上必要な責任・権限を、必要とされる要員に与える。

6 情報伝達及びコミュニケーションの確保

事業者は、輸送の安全の確保に係る的確な情報伝達及びコミュニケーションを確保する。

（経営管理部門から現業実施部門への情報伝達の仕組みの構築及び運用、必要な情報の共有等）

7 事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用

事業者は、現場で起きる事故、ヒヤリ・ハット等を収集する。特に重要と定めた情報については、適時、適切に経営トップまで報告する。

事業者は、事故、ヒヤリハット情報について分類・整理、原因分析、再発防止対策の検討・実施等を行うことにより、収集した情報の活用に取り組む。

運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン（14項目）

8 重大な事故・自然災害等への対応

事業者は、重大事故・自然災害等が発生した場合に備え、責任者を定め、応急措置及び復旧措置の実施等必要な事項を明らかにした対応手順を定め、周知する。

9 関係法令等の遵守の確保

事業者は、関係法令等の規定を遵守するための体制・仕組みを構築する。

安全統括管理者等は、各部門や各要員における関係法令の遵守状況等について定期的に確認する。

10 安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練等

事業者は、安全確保のために必要な教育・訓練を計画的に実施するとともに、その有効性、効果を把握し、必要に応じて、当該教育・訓練の内容等の見直し・回線を図る。

11 内部監査

事業者は、安全管理体制が適切に運営され、有効に機能しているか等を確認するために内部監査を実施する。

12 マネジメントレビューと継続的改善

経営トップは、安全管理体制が適切に運営され、有効に機能していることを確認するために、少なくとも年に1年毎にマネジメントレビューを行う。

事業者は、マネジメントレビュー、内部監査等の結果から明らかになった課題等について、是正措置や予防措置を適時、適切に講じる。

13 文書の作成及び管理

14 記録の作成及び維持

ガイドライン全文については、国土交通省HPにて公開している。
[運輸安全：運輸安全マネジメント制度に関する参考資料 - 国土交通省](#)